

月報 しろいし 10月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

労働市場の動向(令和3年8月内容)

【求職の動き】

- ☆新規求職者数は130人となり、前年同月比で14.5%減少した。
- ☆月間有効求職者数は568人となり、前年同月比で8.1%減少した。

【求人動き】

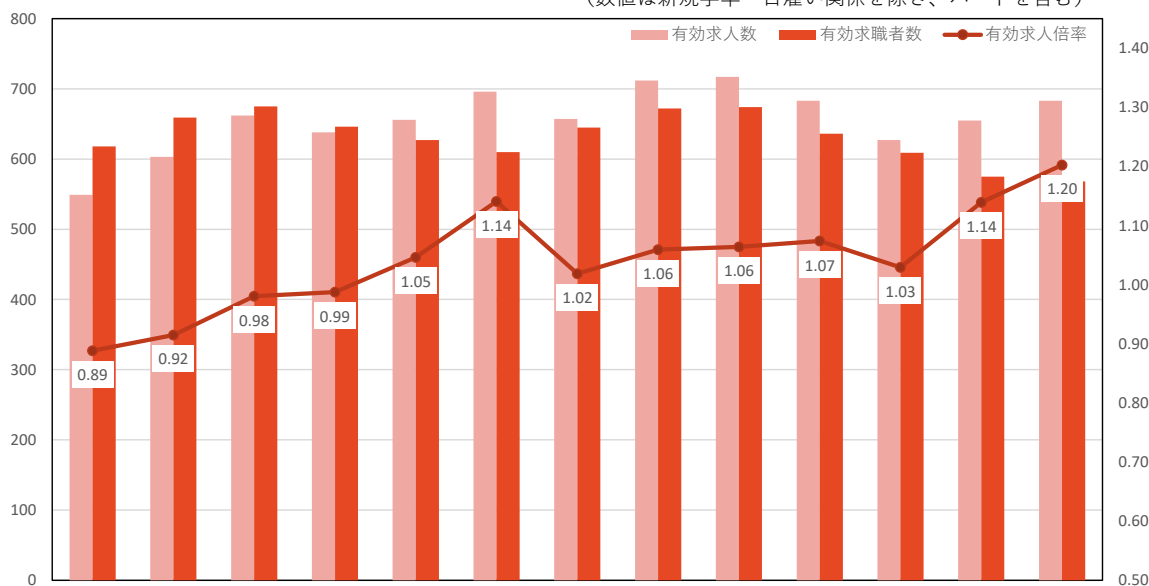
- ☆新規求人数は、一般とパートの合計で204人となり、前年同月比で、10.9%増加した。
内訳では、一般求人は、22.5%増加し、パート求人は6.8%減少した。
- ☆月間有効求人数は683人となり、前年同月比で24.4%増加した。

【有効求人倍率の動き】

- ☆有効求人倍率は、前年同月を0.31ポイント上回る1.20倍となった。
内訳では一般の有効求人倍率が1.34倍、パートの有効求人倍率が0.99倍となった。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月	令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月
有効求人人数	549	603	662	638	656	696	657	712	717	683	627	655	683
有効求職者数	618	659	675	646	627	610	645	672	674	636	609	575	568
有効求人倍率	0.89	0.92	0.98	0.99	1.05	1.14	1.02	1.06	1.06	1.07	1.03	1.14	1.20

一般職業紹介状況（令和3年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	130	16.1	▲ 14.5	
	うち男	68	33.3	7.9	
	うち女	62	1.6	▲ 30.3	
	年 齢 別	～44歳	59	22.9	▲ 13.2
		45～54歳	29	163.6	▲ 21.6
		55歳～	42	▲ 20.8	▲ 10.6
	月間有効求職者数	568	▲ 1.2	▲ 8.1	
	うち男	286	0.4	▲ 2.4	
	うち女	282	▲ 2.8	▲ 13.2	
	年 齢 別	～44歳	235	0.0	▲ 7.1
		45～54歳	97	2.1	▲ 15.7
		55歳～	236	▲ 3.7	▲ 5.6
求 人 関 係	新規求人数	204	▲ 15.7	10.9	
	主 要 産 業 別	建設業	40	▲ 9.1	14.3
		製造業	30	▲ 38.8	275.0
		卸売・小売業	30	11.1	3.4
		飲食店・宿泊業	14	0.0	40.0
		医療・福祉	56	▲ 15.2	133.3
月間有効求人数	683	4.3	24.4		
就 職 関 係	紹介件数	165	26.9	▲ 4.1	
	うち男	95	33.8	20.3	
	うち女	70	18.6	▲ 24.7	
	就職件数	36	▲ 30.8	▲ 16.3	
	うち男	21	▲ 22.2	0.0	
	うち女	15	▲ 40.0	▲ 31.8	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和3年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	817	817	824	
	資 格 取 得 者 数	98	74	76	
	資 格 喪 失 者 数	94	97	76	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,118	11,114	11,324	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	35	29	25
		受給者実人員	145	139	184
		支給金額(千円)	15,293	15,275	21,926
	高 齢	受給者数	10	13	11
		支給金額(千円)	2,486	2,838	2,120
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	4
	再 就 職 手 当	支給人員	11	15	9
支給金額(千円)		3,556	5,377	5,315	

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **853** 円

令和3年10月1日から！
（9月30日までは時間額825円）

最低賃金の計算には、(1) **精皆勤手当**、(2) **通勤手当**、(3) **家族手当**、(4) **賞与等**、(5) **時間外・休日・深夜手当**は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 TEL 022-299-8841

仙台	労働基準監督署	電話	022-299-9075
石巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大河原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局